

附(十)

福岡縣 朝倉郡 山家川改修工事労働争議

朝倉郡 山家川

昭和八年一月二十九日

法團 協調會 福岡出張所

法團 協調會 福岡出張所

縣營山家川改修工事労働争議

一、經營主体 福岡縣

二、争議發生の場所 筑紫郡山家村

三、事業種類 河川改修工事（農村匡救土木事業）

四、従業員數 八七名

五、争議参加數 六七名

六、争議發生月日 昭和八年一月二十九日

七、争議解決月日 全 二月三日

八、争議發生の原因

本工事は朝倉郡甘木土木管區直營の下に請負人行武兵次郎を監督として其の配下の者十九名及山家村居住者六十七名計八十七名を以て本年一月十日より事業を開始し第一回賃金を一月十七日村役場より支拂ひたるところ、山家村居住者一日賃金最高七十五錢最低四十五錢にして請負人所屬の工夫は最高